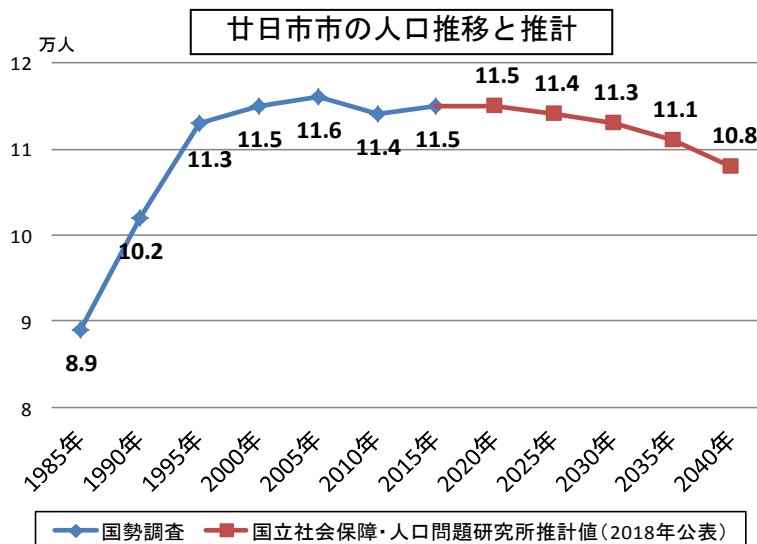


拠点の形成による持続可能なまちづくり計画(立地適正化計画)の説明会 資料

1. 拠点の形成による持続可能なまちづくり計画とは

(1) 目的

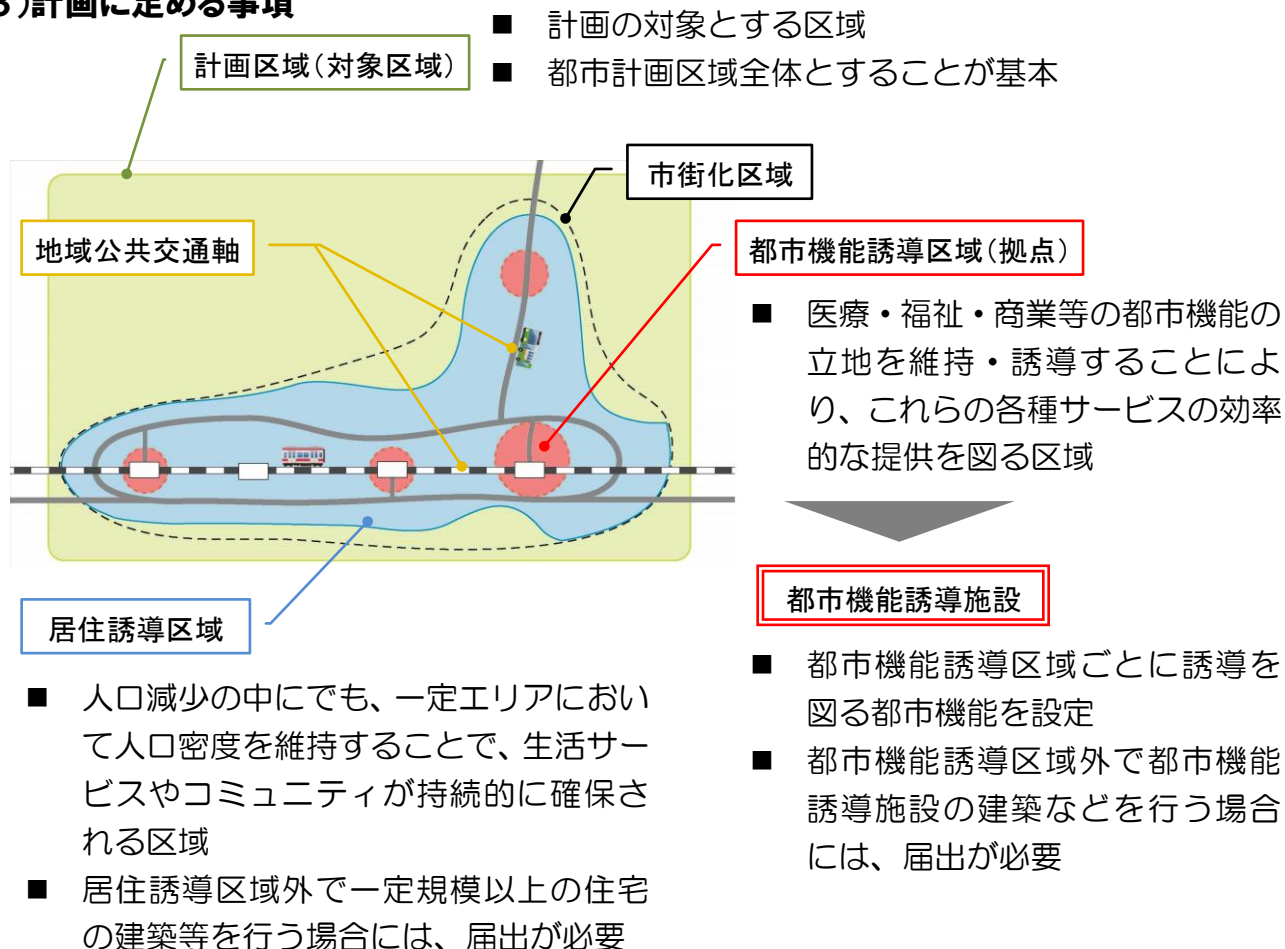
今後の人口減少に対応したまちづくりが必要となっています。
都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定することで、拠点を設定しメリハリのある市街地の形成を進めていくこととしています。



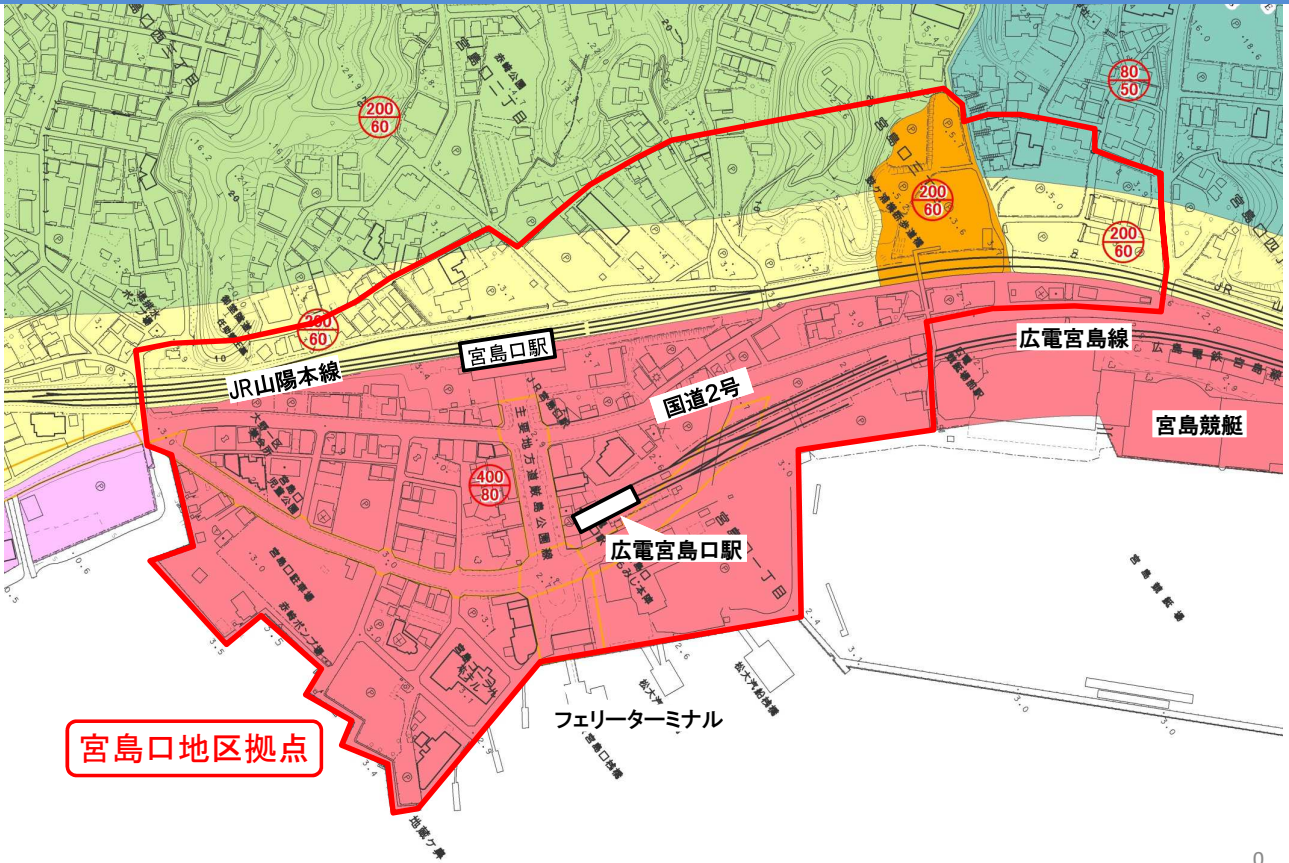
(2) 計画名称

法律上の名称は、「立地適正化計画」ですが、計画内容が分かりやすいよう「拠点の形成による持続可能なまちづくり計画」としています。

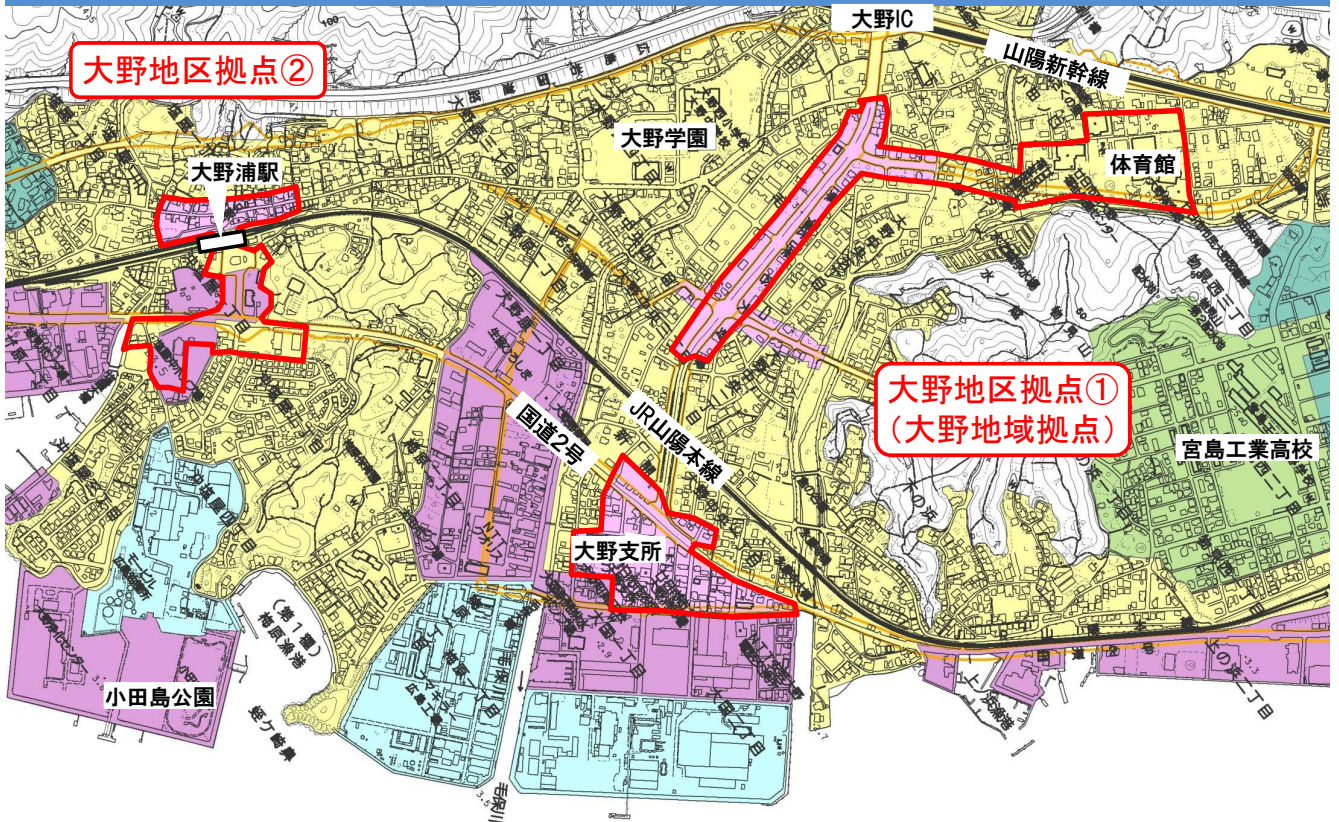
(3) 計画に定める事項



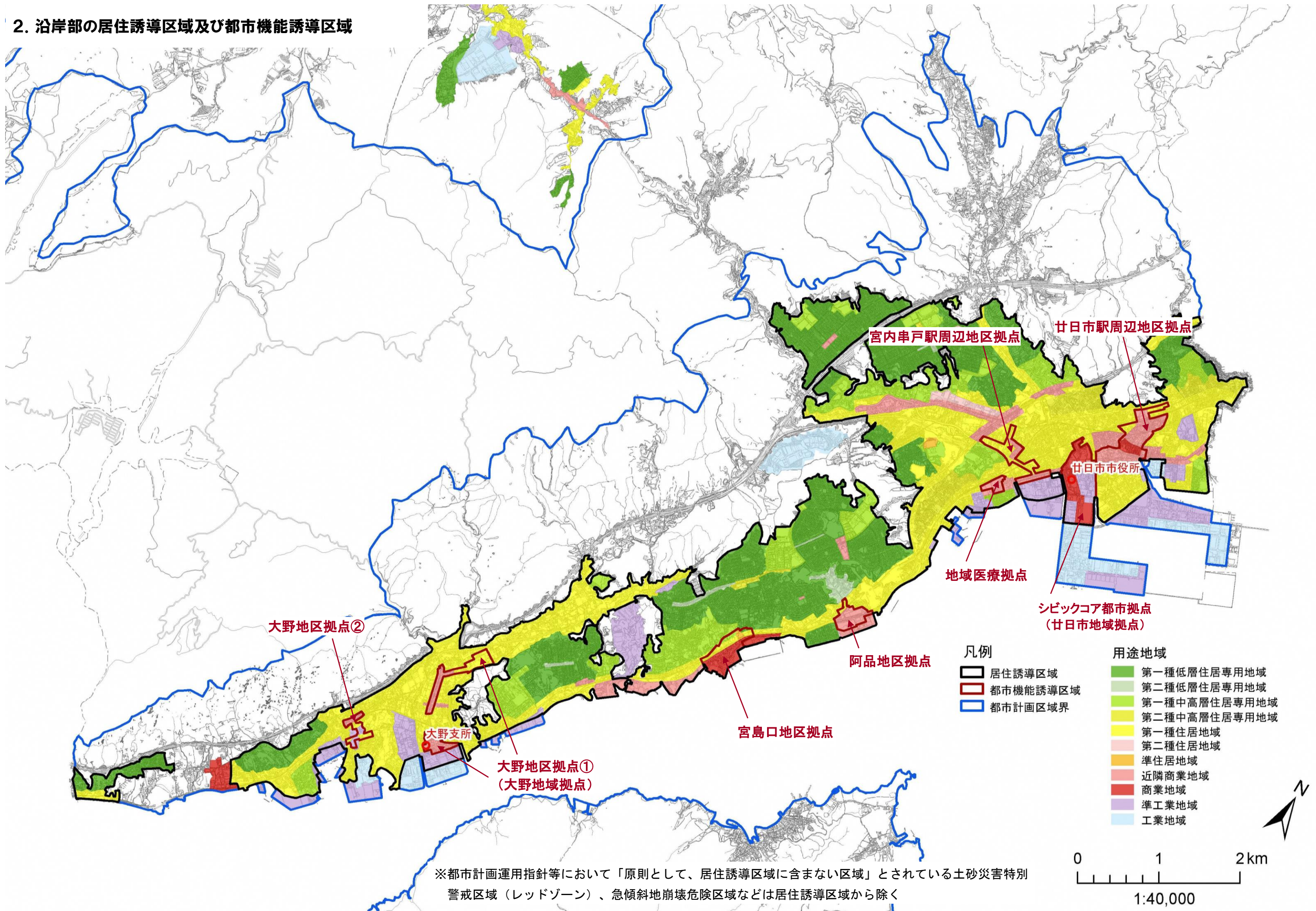
拠点の設定(都市機能誘導区域) 宮島口周辺



拠点の設定(都市機能誘導区域) 大野周辺



2. 沿岸部の居住誘導区域及び都市機能誘導区域



※都市計画運用指針等において「原則として、居住誘導区域に含まない区域」とされている土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、急傾斜地崩壊危険区域などは居住誘導区域から除く

3. 沿岸部の誘導施設(都市再生法に基づくもの)一覧

都市拠点(全市民の利用を対象とした拠点)・政策拠点(市の重点施策として特徴的な都市機能施設を配置する事業拠点)		シビックコア 都市拠点	地域医療拠点
区域概要		シビックコア	地域医療拠点
行政機能	市役所 合同庁舎 (法務局、税務署、労働基準監督署)	■	—
医療機能	病院(地域医療支援病院)	—	●
	医院・診療所(医療モール)	—	●
	調剤薬局	—	●
	休日夜間急患診療所	—	■
介護福祉機能	総合健康福祉センター	■	—
	地域包括支援センター	—	■
	高齢者福祉施設	—	●
子育て機能	乳幼児一時預かり施設(一時保育)	—	●
文化機能	文化ホール	■	—
商業機能	大型ショッピングセンター	●	—

地域拠点(地域住民の利用を対象とした拠点)		廿日市地域拠点	大野地域拠点
区域概要		シビックコア	大野支所～公共施設集積地区
行政機能	支所	(市役所)	■
医療機能	病院	○	○
	調剤薬局	●	●
介護福祉機能	福祉センター・保健センター	(廿日市市総合健康福祉センター)	■
	地域包括支援センター	■	■
子育て機能	子育て支援センター	■	■
文化機能	図書館	■	■
	スポーツ施設	☆(廿日市市スポーツセンターで補完)	■

地区拠点(地域拠点を補う、地区住民の利用を対象とした拠点)	区域概要	廿日市駅 周辺地区	宮内串戸駅 周辺地区	阿品地区	大野地区		宮島口 地区
		JR廿日市 駅周辺	JR宮内串 戸駅周辺	JR阿品駅 周辺	大野支所 ～公共施設 集積地	JR 大野浦駅	JR宮島口 駅周辺
医療機能	医院・診療所(医療モール)	●	●	●	●	●	●
	調剤薬局	●	●	●	●	●	●
介護福祉機能	通所系高齢者福祉施設	○	○	○	○	○	○
子育て機能	保育園・こども園等	○	○	○	○	○	○
文化機能	市民センター	■	■	■	■	☆(大野西市民センター、集会所で補完)	☆(大野東市民センター、集会所で補完)
商業機能	スーパー	●	●	●	●	●	●

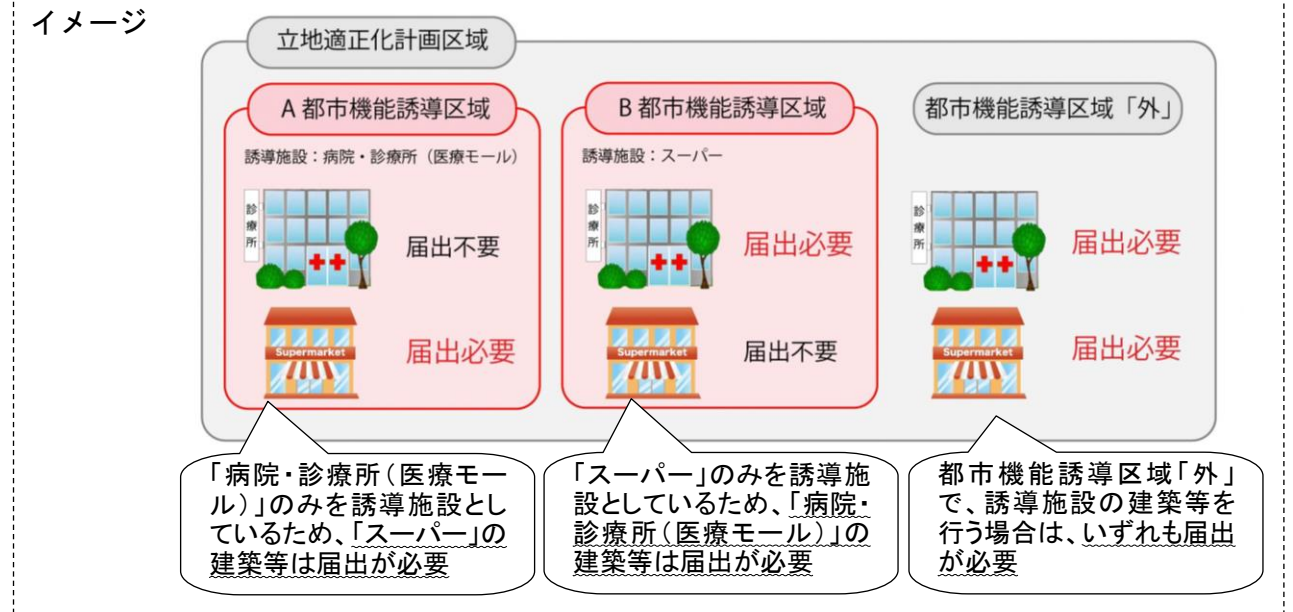
- ：都市機能誘導施設(都市再生法に基づくもの：届出対象)
- ：都市機能誘導施設【市所有施設等】(都市再生法に基づくもの：届出対象)
- ：都市機能構成施設【駅勢圏非依存型】(都市再生法に基づかないもの：届出対象外)
- ☆：都市機能構成施設【補完型】(都市再生法に基づかないもの：届出対象外)

4. 都市再生法に基づく届出制度

(1) 都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出制度

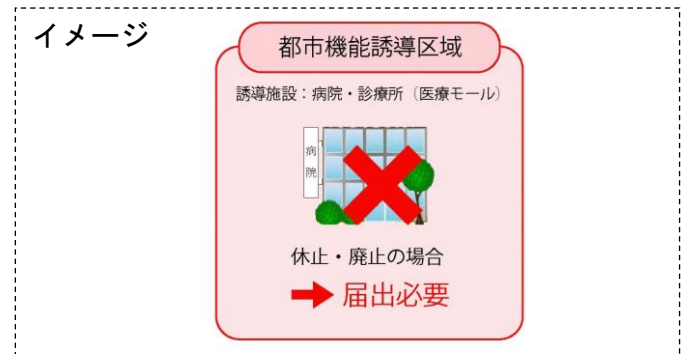
1) 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等に係る届出

・都市機能誘導区域外で、設定した誘導施設を建築等する場合、届出が必要となります。



2) 都市機能誘導区域内での誘導施設の廃止に係る届出

・都市機能誘導区域内で、設定した誘導施設を廃止する場合、届出が必要となります。



(2) 居住誘導区域に係る届出制度

・居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の建築等を目的とした行為は届出が必要となります。

